

法人別ガバナンス規定等一覧

H30.9.26国立大学の一法人複数大
学制度等に関する調査検討会議
(第1回)資料より

	現行の国立大学法人	大学共同利用機関法人	公立大学法人	学校法人
	「法」：国立大学法人法（平成15年法律第112号） 「省令」：国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号） 「準用通則法」：法第35条が準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）		「法」：地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	「法」：私立学校法（昭和24年法律第270号）
法人の定義・目的	国立大学を設置することを目的として、国立大学法人法の定めるところにより設立される法人（法2①）	大学共同利用機関を設置することを目的として、国立大学法人法の定めるところにより設立される法人（法2③）	一般地方独立行政法人（※）のうち、大学又は大学及び高等専門学校の設定及び管理を行うこと等の業務を行う法人（法21①二・68①）	私立学校の設定を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人（法3）
役員の構成	法人の長である学長、法定の員数以内の理事、監事二人（法10）	法人の長である機構長、法定の員数以内の理事、監事二人（法24）	理事長一人、副理事長、理事及び監事（定款により副理事長を置かなくてもよい）（法12）	理事五人以上、監事二人以上 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長（法35）
役員（監事を除く。）の職務・権限	【学長】 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する（法11①） 【理事】 学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う（法11③）	【機構長】 大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する（法25①） 【理事】 機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う（法25③）	【理事長】 地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）を代表し、その業務を総理する（法13①） 【副理事長】 地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う（法13②） 【理事】 定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う（法13③）	【理事長】 学校法人を代表し、その業務を総理する（法37①） 【理事】 寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う（法37②）
法人の長の任命・選任	学長（法人の長）の任命は、学長選考会議の選考による国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う（法12①②）	機構長の任命は、機構長選考会議の選考による大学共同利用機関法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う（法26で準用する法12①②）	公立大学法人の理事長は、法人が設置する大学の学長となる。ただし、定款で定めるところにより、設置する大学の全部又は一部について、学長を別に理事長と任命できる（法71①） 大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下「学長となる理事長」という。）の任命は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関の選考による公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う（法71②③） 設置する大学の学長とならない理事長（以下「学長とならない理事長」という。）の任命は、設立団体の長が行う（法71⑧）	寄附行為の定めによる（法35②）

	現行の国立大学法人	大学共同利用機関法人	公立大学法人	学校法人
	<p>「法」：国立大学法人法（平成15年法律第112号） 「省令」：国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号） 「準用通則法」：法第35条が準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）</p>		<p>「法」：地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）</p>	<p>「法」：私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
法人の長の任期	<p>二年以上六年を超えない範囲内で、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める（法15①）</p>	<p>二年以上六年を超えない範囲内で、機構長選考会議の議を経て、各大学共同利用機関法人の規則で定める（法26で準用する15①）</p>	<p>【学長となる理事長】 二年以上六年を超えない範囲内において、理事長が学長となる大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定める（法74①③） 【学長とならない理事長】 中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間（法15①）</p>	<p>寄附行為の定めによる（法30①五）</p>
法人の長の解任	<p>政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く。）は、一部の教育公務員を除き、役員となることができない（欠格条項）（法16） 欠格条項に該当するに至ったときは、文部科学大臣は学長（法人の長）を解任する（法17①） 文部科学大臣は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないと認めるときは、学長選考会議の申出により、学長（法人の長）を解任できる（法17②③④）</p>	<p>政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く。）は、一部の教育公務員を除き、役員となることができない（欠格条項）（法26で準用する16） 欠格条項に該当するに至ったときは、文部科学大臣は機構長を解任する（法26で準用する17①） 文部科学大臣は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないと認めるときは、機構長選考会議の申出により、機構長を解任できる（法26で準用する17②③④）</p>	<p>政府又は地方公共団体の職員（非常勤を除く。）は、一部の教育公務員を除き、役員となることができない（欠格条項）（法16） 欠格条項に該当するに至ったときは、設立団体の長は法人の長を解任する（法17①） 設立団体の長は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないと認めるときは、学長となる理事長が学長である大学の選考機関の申出により、学長となる理事長を解任できる（学長とならない理事長は選考機関の申出不要）（法17②③・75）</p>	<p>寄附行為の定めによる（法30①五） ただし、所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。その措置命令に学校法人が従わない場合は、所轄庁は、学校法人に対して、役員を解任を勧告できる。当該勧告をしようとする場合、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない（法60①⑨⑩）</p>
役員（法人の長、監事を除く。）の任命・選任	<p>【理事】 学長が任命する（法13①）</p>	<p>【理事】 機構長が任命する（法26で準用する13①）</p>	<p>【理事長と別に任命する学長】 当該学長の大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う（法71⑥）。当該学長は副理事長となる（法71⑦） 【副理事長（上記の設置する大学の学長である者を除く。）・理事】 理事長が任命する（法71⑩）</p>	<p>【理事】 ①法人が設置する私立学校長、②法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者、③その他寄附行為の定めるところにより選任された者、からなる。ただし、法人が私立学校を二以上設置する場合は、寄附行為の定めるところにより、一人又は数人を理事とすることができる（法30①五・38①②）</p>
役員（法人の長、監事を除く。）の任期	<p>【理事】 六年を超えない範囲内で、学長（法人の長）が定める（ただし任期の末日は、任命する学長（法人の長）の任期の末日以前）（法15②）</p>	<p>【理事】 六年を超えない範囲内で、機構長が定める（ただし任期の末日は、任命する機構長の任期の末日以前）（法26で準用する15②）</p>	<p>【理事長と別に任命する学長】 二年以上六年を超えない範囲内において、学長である大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定める（法74④） 【副理事長（大学の学長である者を除く。）・理事】 六年を超えない範囲内において理事長が定める（ただし任期の末日は、任命する理事長の任期の末日以前）（法74⑤）</p>	<p>寄附行為の定めによる（法30①五）</p>

	現行の国立大学法人	大学共同利用機関法人	公立大学法人	学校法人
	<p>「法」：国立大学法人法（平成15年法律第112号） 「省令」：国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号） 「準用通則法」：法第35条が準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）</p>		<p>「法」：地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）</p>	<p>「法」：私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
役員（法人の長、監事を除く。）の解任	<p>欠格条項に該当するに至ったときは、学長（法人の長）は理事を解任する（法17①） 学長（法人の長）は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないとき、理事を解任できる（法17②③）</p>	<p>欠格条項に該当するに至ったときは、機構長は理事を解任する（法26で準用する17①） 機構長は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないとき、理事を解任できる（法26で準用する17②③）</p>	<p>欠格条項に至った場合には、理事長は役員（監事を除く。）を解任する（法17①） 【理事長と別に任命する学長】 理事長は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないとき、当該学長の大学の選考機関の申出により、当該学長を解任できる（法17②③・75） 【副理事長（大学の学長である者を除く。）・理事】 理事長は、心身故障や職務上の義務違反、その他当該役員に引き続き業務を行わせることが適当でないとき、当該役員を解任できる（法17②③）</p>	<p>寄附行為の定めによる（法30①五） ただし、所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。その措置命令に学校法人が従わない場合は、所轄庁は、学校法人に対して、役員を解任を勧告できる。当該勧告をしようとする場合、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない（法60①⑨⑩）</p>
法人内に置く役員（監事を除く。）の選考機関の要件	<p>法人に置く学長選考会議（法12②） 委員は、経営協議会と教育研究評議会から、それぞれ学外と学内委員を同数で選出（学長選考会議の定めるところにより、委員の総数の3分の1を超えない範囲で、学長（法人の長）又は理事を委員に加えることができる）（法12②③） 学長選考会議は、委員の互選で定める議長が主宰する（法12④⑤）</p>	<p>法人に置く機構長選考会議（法26で準用する12②） 委員は、経営協議会と教育研究評議会から、それぞれ同数を選出（機構長選考会議の定めるところにより、委員の総数の3分の1を超えない範囲で、機構長又は理事を委員に加えることができる）（法26で準用する12②③） 機構長選考会議は、委員の互選で定める議長が主宰する（法26で準用する12④⑤）</p>	<p>法人が設置する大学ごとに置く選考機関。学長となる理事長又は理事長と別に任命する学長を選考。 委員は、経営審議機関と教育研究審議機関から、選出（法71③④）</p>	<p>寄附行為の定めによる（法30①五）</p>
法人内の法定機関	<p>【役員会】 学長（法人の長）が、重要事項について決定をしようとする時に議を経なければならない、学長及び理事で構成する会議（法11②） 【経営協議会】 国立大学法人に置く、法人の経営に関する重要事項を審議する機関。法人の長である学長が議長となり、主宰。委員の過半数は学外（法20） 【教育研究評議会】 国立大学法人に置く、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関。法人の長である学長が議長となり、主宰（法21）</p>	<p>【役員会】 機構長が、重要事項について決定をしようとする時に議を経なければならない、機構長及び理事で構成する会議（法25②） 【経営協議会】 大学共同利用機関法人に置く、法人の経営に関する重要事項を審議する機関。機構長が議長となり、主宰。委員の過半数は学外（法27） 【教育研究評議会】 大学共同利用機関法人に置く、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関。機構の役職員の他、研究者コミュニティの代表により構成。機構長が議長となり、主宰（法28）</p>	<p>【経営審議機関】 公立大学法人に置く、定款の定めるところにより、法人の経営に関する重要事項を審議する機関。理事長、副理事長その他の者により構成（法77①②） 【教育研究審議機関】 公立大学法人に、法人が設置する大学ごとに置く、定款の定めるところにより、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関。学長、学部長その他の者により構成（法77③④）</p>	<p>【理事会】 理事をもって組織する。 学校法人の業務を話し、理事の職務の執行を監督する。理事長が議長となり、理事会を招集する。（法36①～④） 【評議員会】 学校法人に置く、重要事項について、理事長があらかじめ意見を聴かなければならない機関。理事長が招集する。学校法人の業務若しくは財産状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。評議員は職員、卒業生等から構成される（法41～44）</p>

	現行の国立大学法人	大学共同利用機関法人	公立大学法人	学校法人
	「法」：国立大学法人法（平成15年法律第112号） 「省令」：国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号） 「準用通則法」：法第35条が準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）		「法」：地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	「法」：私立学校法（昭和24年法律第270号）
職員の任命・選任	法人の長（学長／機構長）が任命（準用通則法26）		理事長が任命（法20） 理事長と別に任命する学長の大学においては、当該学長の申出に基づいて、副学長、部局長（学部長等）、教員、附属学校の校長等を理事長が任命する（法73）	特段規定なし
法人内の組織	大学に附属する学校についての規定あり（法23、省令4・5） それ以外の組織の規定なし	省令において設置する大学共同利用機関について規定あり（法5②、省令1） それ以外の組織の規定なし	大学に附属する学校についての規定あり（法77の2） それ以外の組織の規定なし	特段規定なし
中期目標・中期計画	【中期目標】 法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、法人の意見に配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、文部科学大臣が定める（法2⑤・30） 【中期計画】 中期目標を達成するために、法人が文部科学大臣の認可を受けて定める。文部科学大臣が認可する際には、国立大学法人評価委員会の意見を聴かななければならない（法2⑥・31）		【中期目標】 法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、法人の意見に配慮するとともに、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て、設立団体の長が定める（法25・78） 【中期計画】 中期目標を達成するために、公立大学法人が設立団体の長を受けて定める。設立団体の長が認可する際には、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない（法26・78④）	特段規定なし
財務諸表等	法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類等の財務諸表等を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない（準用通則法38①） 法人内の組織毎のセグメントについては特段の規定なし		地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類等の財務諸表等を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない（法34①） 法人内の組織毎のセグメントについては特段の規定なし	寄附行為の定めによる（法30①八）

※

「地方独立行政法人」

：住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人「一般地方独立行政法人」
：特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人